

清瀬市教育委員会 殿

学校名 清瀬市立清瀬第二中学校  
校長名 牧 口 弘 一

## 令和 6 年度 特別支援教室の教育課程

標記の件について、学校教育法施行規則第 1 4 0 条の規定に基づき、特別支援教室の教育課程を下記のとおり届け出ます。

### 記

#### 1 特別支援教室の教育目標

- ・情緒の安定を図り、学校生活や社会生活への集団適応能力を高める。
- ・自己の理解と受容を促し、互いの良さを認め合える良好な人間関係を築く力を高める。
- ・生徒一人一人に自己の得意なことを生かす方法を身に付けさせ、教室での学習に意欲を高めたり自信をもたせたりする。

【育てたい資質・能力】 心身の調和的発達とともに学ぶ力

#### 2 教育目標を達成するための基本方針

- ・生徒一人一人の実態を的確に把握し、学校生活支援シートおよび個別指導計画を作成する。
- ・学校生活支援シート、個別指導計画を活用して、生徒一人一人のニーズや課題に応じたきめ細やかな指導を行い、生徒及び保護者との信頼関係を築く。
- ・定期的に指導の成果や課題を振り返り、指導方法の改善に生かす。
- ・自立活動としてコミュニケーションの指導に重点を置き、一人一人のニーズに合わせた指導を行う。
- ・保護者、在籍学級担任、関係諸機関と連携を図り指導にあたる。

#### 3 指導の重点

- ・言葉で表現する力を高め、社会生活に必要なコミュニケーション能力の向上を図る。
- ・ビジョントレーニング等を取り入れ、見る力や聞く力の向上を図る。
- ・学習活動に取り組む方法の習得に係る指導を行う。
- ・一日の生活リズムや計画を立てる練習に取り組ませ、生徒の基本的な生活習慣の確立を目指す指導を行う。

#### 4 その他の配慮事項

- ・生徒一人一人の教育的ニーズや課題に合わせた指導、支援を行う。
- ・特別支援教育コーディネーターを中心に巡回指導教員と在籍校との連携を推進する。
- ・年間 3 回の保護者面談を通して、特別支援教室における指導や在籍学級での支援の方向性について合意形成を図る。
- ・特別支援の校内委員会において在籍学級での配慮事項や合理的配慮についての情報共有を行う。